

よくある質問



立会は必ず行かなくてはなりませんか？

筆界確認は地権者が行わなくてはなりませんので、ご参加ください。
財産管理が必要な時、特に、災害復旧の工事が入る場合には筆界が明確になっていないと工事の遅れにつながります。そのほか、相続で子孫が現地を確認したい場合などに先祖が筆界確認をして明確になっていれば安心して引き継ぐことができます。

なお、出席することが難しい場合は、代理人に委任することも可能です。
(名義人、相続人以外が出席する場合は家族でも委任状が必要です。)



立会が難しい場合、事前にご相談ください。

裏表紙記載の税務課地籍調査係までご連絡ください。



公図上の筆界(原始筆界)って何ですか？その場所はどこですか？

公図上の筆界(原始筆界)とは、公図で示されているもともと存在する筆界のことです。

しかし、法務局に登録されている公図上の筆界(原始筆界)は座標値(位置情報)を持っていないため、公図から正確な筆界の場所を示すことはできません。

法律上は原始筆界の保全は地権者により行われている為、役場では管理しておらず、地籍調査を行う時には、地権者に筆界の位置を確認していただいています。



調査の結果、赤線・青線上に建物が建っていることが分かりました。早急に取り除く必要はありますか？

赤線・青線は公共の土地です。役場建設住宅課で用途廃止および払下げの手続きをしてください。





道路内の土地は、町に寄付できますか？

道路管理者に確認し、条件が一致すれば町に寄付できる場合があります。
ただし、対象地の登記名義人が亡くなっている場合は、相続登記される必要があります。



杭の復元をしてもらえませんか？

一筆地調査で設置した杭が、何らかの理由で亡失した場合でも町では復元をしません。
復元が必要な場合は、町が管理しているデータ(公共座標)を提供(有償)しますので、個人で土地家屋調査士などに依頼してください。



立会った時のものではない杭(青)が打たれています。

青色の杭は地籍図根測量の工程で設置したもので、杭の復元や新設をする時に基準となる大切な杭です。筆界を示す杭ではありませんので筆界には影響がありませんが、筆界を測り出すために必要なものなので大切に保護してください。



面積の増減があった場合、これまでの固定資産税について追加の納税の必要や還付はありますか？

固定資産税は賦課時点で有効な台帳面積を元に算定しています。
調査によって更正された面積分の追加の納税や還付はありません。
※地籍調査の成果が登記された後の賦課基準日(1月1日)から、新しい固定資産税額になります。

